

船舶事故調査報告書

平成28年3月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	操縦者負傷
発生日時	平成27年9月5日 09時25分ごろ
発生場所	島根県松江市西尾町朝酌川 とがまえ あさくみ 榎前四等三角点から真方位325° 1,780m付近 （概位 北緯35° 28.1′ 東経133° 05.3′）
事故の概要	プレジャーボート（船名なし）は、漂流中、操縦者が落水して負傷した。
事故調査の経過	平成27年9月14日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート（船名なし）、不詳（長さ6.7m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、旧四級小型（免許証失効中）
負傷者	軽傷 1人（操縦者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 水象：波 なし
事故の経過	操縦者は、係留地に帰るために船外機を始動しようと思い、立ってマニュアルスタータハンドルを引いた際、体勢を崩して落水した。 船外機は、チルトピンにより固定されていなかったため、操縦者がマニュアルスタータハンドルを引いた際に取付け部を軸に船首方向に倒れた。 操縦者は、顔面切創を負い、落水した際に船外機のプロペラで顔面を負傷したと思った。
分析	本船は、船外機がチルトピンにより固定されていなかったことから、操縦者がマニュアルスタータハンドルを引いた際、船外機が船首方向に倒れ、操縦者が体勢を崩して落水し、プロペラに接触したものと考えられる。
原因	本事故は、本船の船外機がチルトピンにより固定されていなかったため、操縦者が、マニュアルスタータハンドルを引いた際、体勢を崩して落水し、プロペラに接触したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船外機を始動する前には、船外機がチルトピンにより適切に固定されていることを確認すること。

	・ 小型船舶操縦免許証の更新手続を適切に行い、有効な免許証を保持した上で、小型船舶を操縦すること。
--	---